

JIS

UDC 003.62:681.3.02

X 0127

計算機システム構成の図記号と用法

JIS X 0127⁻¹⁹⁸⁸

(1998 確認)

(2004 確認)

昭和63年2月1日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和 63.2.1 確認：平成10.6.20

官報公示：平成10.6.22

原案作成協力者：社団法人 情報処理学会

審議部会：日本工業標準調査会 情報部会（部会長 高橋 茂）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 情報電気標準化推進室（☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

計算機システム構成の図記号と用法 X 0127-1988

(1998 確認)

Computer System Configuration Diagram Symbols and Conventions

1. **適用範囲** この規格は、情報処理システムなど、計算機システムの構成図に用いる図記号とその用法を定める。
2. **図、図記号及び用法** この規格で定める図記号は、計算機システムを構成するハードウェア装置の主なものを表す。ただし、論理回路や電子回路のようなハードウェアの細部やシステムの外観を示す絵や図は含まない。

また、特定の装置を示すための略語や記号名も含まない。

- (1) **計算機システム構成図** 計算機システム構成図 [computer system configuration diagram (以下、構成図という。)] は、計算機システムの装置の構成、すなわち機器や接続ケーブルの構成を示す。

構成図は、次のようなものを表示することができる。

- (a) すべてのハードウェア装置を含む最大構成
 - (b) ハードウェア装置の配置換えや一時的なサービス停止の結果としての構成
 - (c) 特定の問題の解決に必要な最小構成
 - (d) 同一資源の代替構成
- (2) **用途** 構成図は、次のような用途に用いることができる。
- (a) 計算機システム製造、販売業者の営業用文書
 - (b) 計算機システムの構成の選択や評価
 - (c) 計算機システムの売買や貸借の契約の技術的事項
 - (d) 計算機センタの機器構成の表示
 - (e) 情報処理業務の解説
 - (f) 情報処理業務の仕様
 - (g) 教育
- (3) **構成図の作成** 構成図は、構成図記号を用いて用法に従って作成する。構成図記号は、装置記号及び接続線記号からなる。
- (a) 装置記号は、物理的な装置をその本質的な機能によって表す。
 - (b) 接続線記号は、構内や遠隔地間の物理的な接続を示す。
 - (c) 用法は、図を書いたり読んだりする上での規定とする。

3. **構成図記号** ここでは、物理的な装置を表示するための記号及びそれらを接続する手段を定める。図記号の用法は、4.による。

構成図の詳細さの度合いに応じて記号に四つの水準を定める。最上位の第1水準は、装置とその接続だけを書き分ける。第2水準は、計算機システムの主要な機能単位、すなわち、処理装置、記憶装置、入出力装置、通信装置及び接続の手段を書き分ける。第3水準は、記憶装置及び入出力装置に用いる入出力の媒体や手段の基本的種別を書き分ける。最下位の第4水準は、基本的種別内の個別の装置を表示する。各水準で用いる図記号は、5.による。

書き分ける必要がない場合には、同一の記号を異なる水準で用いてもよい。この場合、その相違を示すには記号に識別用表示名 (symbol identification) を付ける (4.3 参照)。

対応国際規格：ISO 8790-1987 Information processing systems-Computer system configuration diagram symbols and conventions

関連規格：JIS X 0121-1986 情報処理用流れ図・プログラム網図・システム資源図記号